

令和5年広審第24号

裁 決

水上オートバイA被引浮体搭乗者負傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野徹二出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年7月17日16時00分

広島県千年港

2 船舶の要目

船 種 船 名 水上オートバイA

登 録 長 3.32メートル

機関の種類 電気点火機関

出 力 89キロワット

3 事実の経過

Aは、最大搭載人員4人のFRP製水上オートバイで、a受審人が1人で乗り組み、いずれも救命胴衣を着用した知人3人を搭乗させた浮体を、直径20ミリメートル長さ10メートルの合成繊維製のえい航索で船尾に引き、遊走の目的で、船首0.2メートル船尾0.4メートルの喫水をもって、令和4年7月17日15時59分千年港東部の砂浜を発し、同砂浜南方沖合の遊走海域に向かった。

ところで、浮体は、幅1.98メートル長さ1.67メートルの膨張式の合成樹脂製水上遊具で、搭乗者3人が横に並び、下肢を伸ばして座る背もたれ付の座面を備え、各座面の両側に手でつかむことができるグリップが設けられていた。

a受審人は、右舷側から西寄りの風を受け、船首方に錨泊船を認め、同船の西側5メートル離して航過することとし、15時59分半僅か過ぎ阿伏兎灯台から336度（真方位、以下同じ。）1,480メートルの地点に当たる北緯34度22.7分東経133度20.4分の地点（以下「基点」という。）から079度60メートルの地点で、針路を208度に定め、2.7ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

針路を定めたとき、a受審人は、錨泊船が左舷船首方20メートルのところとなり、その後西寄りの風によって浮体が左方に圧流され、同船に向かって接近する状況であったが、浮体も自船の正船尾に追隨しているものと思い、後方を見て浮体の圧流による錨泊船への接近状況を確認するなど、浮体の位置の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a受審人は、同じ針路で続航し、16時00分基点から099度50メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、浮体の左側に座っていた搭乗者が錨泊船の右舷船尾に接触した。

当時、天候は晴れで風力 3 の西南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

その結果、浮体搭乗者 1 人が左腓骨遠位骨幹部開放骨折等を負った。

(原因及び受審人の行為)

本件浮体搭乗者負傷は、千年港において、知人を搭乗させた浮体をえい航して遊走し、船首方の錨泊船の西側を航過する際、浮体の位置の確認が不十分で、浮体搭乗者が錨泊船に接触したことによって発生したものである。

a 受審人は、千年港において、知人を搭乗させた浮体をえい航して遊走し、船首方の錨泊船の西側を航過する場合、浮体が錨泊船に向かって接近することのないよう、後方を見て浮体の圧流による錨泊船への接近状況を確認するなど、浮体の位置の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、浮体も自船の正船尾に追隨しているものと思い、浮体の位置の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、浮体搭乗者 1 人が錨泊船に接触する事態を招き、同人を負傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 6 年 2 月 21 日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿